

対馬をめぐる「国境」認識の歴史的展開

柿沼 亮介

キーワード：対馬、国境、離島、地域支配、外交使節、通交経路、宗氏、領土問題

【要旨】「国境の島」と呼ばれる対馬は、南北82km、東西幅最長18kmの細長い島であり、釜山から49.5km、博多からは138kmの距離に位置する。九州よりも朝鮮半島の方が近いという地理的特性から、古来より日本列島と朝鮮半島との交流の窓口としての役割を担ってきた。対馬は、古代から近世にかけて新羅使や遣唐使、朝鮮通信使などの外交使節が行き来し、日本列島と朝鮮半島を結ぶ通交経路であった。古代には対馬経由のルートが公的かつ安定したルートであると考えられ、その経路上の重要な島であったことから令制国に準じる扱いの「嶋」がおかれた。中世に宗氏は、日本の幕府から守護に任じられる一方で、対馬の島主として朝鮮からは渡海のための身分証明書である文引の発行権を与えられ、日本から朝鮮への入国管理を担った。近世には徳川將軍家と主従関係を結ぶが、幕藩体制の中で対朝鮮外交と朝鮮貿易を独占的に担った。このように中世・近世に対馬や宗氏は、日本と朝鮮の双方と関係を持つことで自らの立場を維持した。また、近代に至るまで日本列島と朝鮮半島との間の接触地点であり続けた。しかし明治維新と廃藩置県により、宗氏は新政府から対朝鮮外交の権限を奪われた。朝鮮との外交権が外務省によって回収されることで、対馬は地理的な境界ではあるものの、列島と半島の交流の最前線ではなくなった。

さて、学習指導要領においては、領土問題と沖縄・北海道を除くと、日本の「国境」地域についての扱いに関する記述はない。領土問題は政治的な問題であり、「固有の領土」論に固執して歴史を教えることは、生徒が歴史的思考力を身に付ける上で支障が出るともいえる。対馬は「国境」として特徴的な変遷を経てきた島であり、対馬を主体にして列島と半島との交流の歴史を考える視点を持つことで、前近代の「国境」概念は近代国家の国境とは異なるものであり、現代の国民国家像を歴史に投影してはならないという理解を生徒に促すことができると考えられる。

はじめに

「国境の島」と呼ばれる対馬は、南北82km、東西幅最長18kmの細長い島であり、釜山から49.5km、博多からは138kmの距離に位置する。九州よりも朝鮮半島の方が近いという地理的特性から、古来より日本列島と朝鮮半島との交流の窓口としての役割を担ってきた。古代から近世にかけて新羅使や遣唐使、朝鮮通信使などの外交使節が行き来した。中世には島主である宗氏が日本から朝鮮への入国管理を担い、日朝貿易を主導した。江戸時代に対馬藩は対朝鮮外交と貿易を独占し、儒学者の雨森芳洲が「誠信之交隣」を提唱して外交に従事したことも知られる。現代では、2000年に対馬と韓国との間にフェリーの定期航路が開設された。それ以降、韓国からの観光客が増え続け、2018年には人口3万人のこの島に年間40万人もの韓国人観光客が訪れる状況になった。このことは人口減少に喘ぎ、公共事業に依存する過疎の島に多大なる経済的恩恵をもたら

した。対馬は「国境離島」であるからこそ、交流の最前線としての恩恵を享受する存在であった。

一方で対馬は、対立の最前線でもあり続けた。白村江の戦いの後、防衛体制が強化される中で金田城や防人、烽が設置され、対馬は国防の最前線となった。平安時代には新羅海賊による被害を受け、女真族による襲撃事件である刀伊の入寇にもみまわれた。13世紀には蒙古襲来の被害を受け、さらに15世紀初頭には倭寇の拠点として朝鮮から襲撃される応永の外寇が起こった。16世紀末に宗氏は朝鮮出兵における先導役を努めさせられ、その後の朝鮮との国交回復は困難を極めた。近代になると国土防衛の重要拠点となり、日露戦争に備えた万関の開削や島内各所における砲台の設置が行われ、島の要塞化が進められた。

近年の韓国人観光客の流入についても、対馬は日韓の文化摩擦の最前線となり、一部の飲食店や宿泊施設、神社などが韓国人観光客の受け入れを事実上拒否するなど、島の社会にも大きな影響を及ぼした。さらに2019年夏以降の日韓関係の悪化を受けて韓国からの来島者が激減し、その上、2020年には新型コロナ・ウィルスの蔓延によって韓国との航路は閉じられ、島の経済は大打撃を受けている。

このように、日本列島と朝鮮半島の国家と国家の関係、さらには国際情勢の影響を強く受けてきたのが対馬である。対馬は、交流と対立それぞれの最前線であり続けてきたことから、時代ごとの「国境」のあり方を考える上で好適な素材である。

しかし、ここで1つ注意しなければならない。「交流」や「対立」、そして「最前線」という言葉を使えば使う程、対馬について、日本列島や朝鮮半島を支配する国家のどちらか（多くの場合は日本）に属することを前提として、議論を両者の二項対立の中に埋没させてしまうということである。「魏志」倭人伝にみえるように、3～4世紀に列島や半島において統一国家が形成されるより以前から対馬の人々は「南北に市糶」して生きてきたのであり、その後の歴史的な展開を考えても、日本や朝鮮といった国家の中での存在としてのみ捉えるのは、日本列島と朝鮮半島それぞれとつながってきた対馬の主体性を捨象した矮小化された理解でしかない。日本列島や朝鮮半島ではなく対馬の視点から「国境」地域について考えることでこそ、「国境」という概念を歴史の中で相対化することが可能であると考えられる。

そこで本稿では、対馬の「国境」としてのあり方やその認識の歴史的展開に関して、主に古代とそれ以後を対比する形で検討し、それをもとに歴史教育における「国境」の扱いの問題点について考えたい。

1. 古代の交流経路としての対馬

本章では、対馬が日本列島と朝鮮半島、中国大陸との間の交流においてどのような位置にあったかということについて、古代における対外交流の経路という視点から検討したい。

①統一国家以前の交流

古来、日本列島と朝鮮半島との間では、ヒトやモノの活発な行き来がみられた。日本列島における最初期の水田遺構である佐賀県唐津市の菜畑遺跡や福岡県福岡市の板付遺跡が示すように、北部九州は日本列島で最も早い時期に水稻耕作を含む弥生文化を受け入れた地域である。日本列

島内の他の地域ではあまり見られない支石墓や甕棺墓が北部九州には多く分布することからも、朝鮮半島南部と北部九州の間の強いつながりをうかがうことができる。また、朝鮮半島南部においても倭系土器が多く出土¹、また栄山江流域に前方後円墳が分布する²など、朝鮮半島においても日本列島との関係をみるることができる。

朝鮮半島と日本列島との間の交流経路としては、様々なルートが想定される。しかし外交使節の往来に最も頻繁に用いられたのは、朝鮮半島南東部から対馬・壱岐を経由して北部九州に至るルートであると考えられる。対馬北部からは朝鮮半島東南部を望むことができ、また対馬と壱岐、さらに壱岐と九州本土の東松浦半島も肉眼で確認できる距離にあり³、この経路をたどると島づたいに列島と半島を行き来できるため、安定した航路であったといえる⁴。

『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝には、次のようにある。

倭人は帯方の東南、大海の中に在り、山島に依り国邑を為す。旧百余国。漢の時、朝見する者有り。今、使訳通ずる所三十国。郡より倭に至るには、海岸に循いて水行し、韓国を歴て、乍は南し、乍は東し、その北岸、狗邪韓国に到る。七千余里。始めて一海を渡る。千余里。対馬国に至る。その大官は卑狗と曰い、副は卑奴母離と曰う。居する所は絶島、方四百余里ばかり。土地は山険しく深林多し。道路は禽鹿の径の如し。千余戸有り。良田無く、海物を食し自活す。船に乗り、南北に市糴す。亦、南、一海を渡る。千余里。名は瀚海と曰う。一大国に至る。官は亦た卑狗と曰い、副は卑奴母離と曰う。方三百里ばかり。竹木叢林多し。三千ばかりの家有り。やや田地有り。田を耕すも、なお食するに足らず。亦、南北に市糴す。亦、一海を渡る。千余里。末盧国に至る。四千余戸有り。山海に浜して居す。草木茂盛し、行くに前人を見ず。魚鰓を捕るを好み、水、深淺無く、皆、沈没してこれを取る。

これはいわゆる「魏志」倭人伝の冒頭で、魏の朝鮮半島支配の拠点の一つであった帯方郡から倭の諸国に至る方位や距離、各国の特徴などを記している部分の一部である。帯方郡を出た後、韓国⁵、狗邪韓国⁶を経て初めて海を渡り、対馬国、一大国（壱岐国）、そして九州本土の末盧国に至るというルートが記されている。このように対馬は、朝鮮半島と日本列島を結ぶ経路上の島であった。

②遣隋使・遣唐使と対馬

その後も対馬ルートは、外交使節が利用する経路として用いられた。

『隋書』倭国伝に、次のようにある。

明年、上、文林郎裴清を遣わし、倭国へ使いせしむ。百濟へ度り、行きて竹島に至り、南に耽羅国を望み、都斯麻国、迥か大海の中にあるを経、又東して一支国に至り、又竹斯国に至る。倭は推古朝の小野妹子らを遣隋使として派遣したが、隋の答礼使である裴世清は、百濟の沿岸を南下して半島南部の多島海域を東進し、「都斯麻国」（対馬国）、「一支国」（壱岐国）を経て「竹斯国」（筑紫国）に至る経路で倭に遣わされた。

また、遣唐使犬上御田鎌を送る形で倭に派遣された高表仁について、次のような史料がある。

『日本書紀』舒明天皇四年（632）八月条

大唐、高表仁を遣わし、三田耜を送る。共に対馬に泊す。是時、学問僧靈雲・僧旻及び勝島

養、新羅送使等、従う。

『日本書紀』舒明天皇五年（633）正月甲辰（26日）条

大唐客高表仁等、帰国。送使吉士雄摩呂・黒麻呂等、対馬に到りて還る。

高表仁は往路、対馬に来泊しており、そこには新羅の送使もいたことから、朝鮮半島の新羅領内から対馬に渡る経路がとられたと考えられる。また復路も対馬を経由しており、倭の送使が対馬まで付いていた。

遣唐使も同様に、対馬を経由して朝鮮半島南岸から西岸を北上し、黄海ないしは渤海を渡って山東半島から中国に入る「北路（新羅道）」をとっていた。しかしその後の新羅との関係悪化を背景に、白村江の戦いの戦後処理のための使節の後、8世紀になる頃からは、五島列島から東シナ海を一気に横断して江南に至る「南路」がとられるようになった⁷。遣唐使の経路として対馬は用いられなくなるのである。

③ 遣新羅使・新羅使と対馬

対馬は、遣新羅使や新羅使⁸が経由する島でもあった。『万葉集』巻15には、次のような歌が収められている（歌番号は『新編国歌大観』による）。

対馬の島の浅茅の浦に至りて船泊りする時に、順風を得ず、経停すること五箇日なり。ここに、物華を瞻望し、おのおのも働みする心を陳べて作る歌三首

百船の泊つる対馬の浅茅山しぐれの雨にもみたひにけり（3719）

天離る鄙にも月は照れれども妹ぞ遠くは別れ来にける（3720）

秋されば置く露霜にあへずして都の山は色づきぬらむ（3721）

これらは遣新羅使が対馬で風待ちをした時のものであるが、『万葉集』巻15には、阿倍継麻呂⁹から天平八年（736）の遣新羅使一行が対馬で詠んだ歌が多く収められている。外交使節は南北に細長い対馬の東岸を北上し、小船越にて西岸に移り、浅茅湾にて風待ちをしたといわれ¹⁰、そのために浅茅山が詠まれていると考えられる。

また新羅使については、神護景雲三年（769）十一月丙子（12）日条に、

新羅使級浪金初正等一百八十七人、及び導送者卅九人、対馬嶋に到着す。

とあり、翌月に来朝の理由を問う使節が大宰府に派遣されている¹¹。この新羅使は在唐中の藤原河清や阿倍仲麻呂からの書状を進上するという名目で来日したもので、正式な使節ではないといった理由で大宰府から放還されているが¹²、新羅使の入境にあたっては、対馬経由で筑紫の大宰府に向かい、入京が許された場合には瀬戸内海を東に進み、難波経由で都に入ることが通例であった¹³。

④ 渤海使と対馬

渤海使と対馬が交錯する次のような史料がある。

『続日本紀』宝亀8年（777）正月癸酉（20日）条

使を遣わし、渤海使史都蒙等に問いて曰く、去んぬる宝亀四年、烏須弗本蕃に帰る日、太政官処分すらく、渤海入朝使は、今より以後、宜しく古例に依り大宰府に向かうべし。北路を

取りて来たるを得ず。而るに今此約束に違ふ。其の事は如何や。対えて曰く、烏須弗来帰の日、実に此旨承る。是により、都蒙等弊邑南海府吐号浦より発し、西にゆきて対馬嶋竹室之津を指す。而るに海中にて風に遭い、此の禁境に着く。約を失するの罪、更に避くる所無し。渤海使史都蒙ら187人は、日本に漂着して越前国加賀郡に安置された¹⁴。日本側は、宝亀四年(773)に渤海使烏須弗が帰国する際に、今後は「古例」により大宰府に向かうように言い渡したにも関わらず、なぜそのルートをとらずに「北路」をとったのかということを開いたしたが、それに対して対馬に向かったが暴風に遭ってしまい、(おそらくは北陸に)漂着したと答えている。すなわち、日本側は対馬—大宰府経由のルートをとらなかったことを非難し、その根拠として宝亀四年の烏須弗への通告を挙げているのである。

烏須弗は、第七次の渤海使である壹万福らが帰国に際して暴風に遭い、能登の福良津に安置された¹⁵ため4年にわたって帰国しなかったことから派遣された第八次の渤海使であり、宝亀四年の通達は次のようなものである。

『続日本紀』宝亀四年(773)六月戊辰(24日)条

渤海使、此の道を取りて来朝するは、承前禁断の事なり。今より以後、宜しく旧例に依り筑紫道より来朝すべし。

「承前禁断」については、これより以前のどの段階で禁断しているか史料に見えないが、「筑紫道」、すなわち対馬—大宰府ルートをとることを求めている。そのため史都蒙らは対馬を目指し、暴風に遭うことになったわけである。

では、渤海使にとって対馬—大宰府ルートはどのようなものだったのだろうか。渤海使が対馬—大宰府を経由して来日した事例は、次の一例しかない。

『続日本紀』天平宝字三年(759)十月辛亥(18日)条

迎藤原河清使判官内蔵忌寸全成、渤海より却廻す。海中で風に遭い、対馬に漂着す。渤海使輔国大將軍兼將軍玄菟州刺史兼押衛官開国公高南申、相隨いて来朝す。

この渤海使は、在唐の藤原清河を迎えようとした判官内蔵全成らが渤海経由で帰国するのに際して派遣されたものであり、対馬へは暴風に遭ったために漂着した。そのため、対馬経由のルートをとるつもりはなかったか、とるつもりだったとしてもそれは日本の使節を送るためであったと考えられる。

この一例以外に渤海使が対馬—大宰府ルートをとったことはなく、773年以後に日本が「北路」を咎めている史料もない。新羅と対立していた渤海にとって、新羅の東岸を南下することになる対馬—大宰府ルートは現実的なものではなく、日本海を南下して日本海沿岸に到着するのが常であった。

「北路」禁止について石井正敏は、「旧例」「古例」は渤海の前身とされる高句麗の例のことを指すとす¹⁶。ここで高句麗と「筑紫道」の関係についてみていきたい。

高句麗からの外交使節¹⁷は、『日本書紀』において570年代以降に確認することができる。570年には越に漂着した高麗使のために南山城に相楽館を建設して饗応したことが見え¹⁸、また573年と574年にも高麗使が越に到着している¹⁹。このように初期の高麗使は「北路」をとっていた。

7世紀になると、高麗使について「北路」以外の経路で入境したと考えられる記事が散見され

る。順をおって高麗使の入境経路についてみていきたい。

『日本書紀』舒明天皇二年（630）三月朔条に、

高麗大使宴子拔・小使若徳、百濟大使恩率素子・小使徳率武徳、共に朝貢す。

とあり、さらにこの時の高麗使と百濟使について、一緒に賜饗され²⁰、帰国する²¹記事があることから、高麗使と百濟使は同じ経路で入境している。百濟使が「北路」を取ることは考えられないことから、この時の経路は百濟が利用する筑紫ルートであったと考えられる。

また、『日本書紀』舒明天皇二年（630）是歳条に、

改めて難波大郡及び三韓館を脩理す。

とあり、難波には三韓（高句麗、百濟、新羅）の使節が滞在する客館が置かれていたことが分かる。すなわち、対馬—筑紫—難波という経路で外交使節が入境することを前提とした受け入れ態勢が整備されていたということである。

さらに642年には、以下のような史料が『日本書紀』にみえる。

皇極天皇元年（642）二月壬辰（6日）条

高麗使人、難波津に泊す。

皇極天皇元年（642）二月戊申（22日）条

高麗・百濟を難波郡にて饗す。

皇極天皇元年（642）二月辛亥（25日）条

高麗・百濟客を饗す。

皇極天皇元年（642）二月癸丑（27日）条

高麗使人・百濟使人、並びに罷り帰る。

642年の高麗使は、難波に滞在していることや、百濟使と一緒に賜饗され、そして一緒に帰国していることから、筑紫ルートをとったと考えられる。

その後も、入境経路は不明なものの、高麗使が新羅使や百濟使とともに朝貢する記事が散見され²²、「並」に「遣使」しているこれらの使節が、高麗使も含めて筑紫ルートをとった可能性は高い。

660年の高麗使について、『日本書紀』齊明天皇六年（660）正月朔条に、

高麗使人乙相賀取文等一百餘、筑紫に泊す。

とあり、『日本書紀』齊明天皇六年（660）五月戊申（8日）条に、

高麗使人乙相賀取文等、難波館に到る。

とあり、この高麗使は筑紫経由で入境している。

666年の高麗使の入境経路は不明であるが、668年の高麗使は『日本書紀』天智天皇七年（668）七月条に、

高麗、越之路より遣使し、進調す。

とある。668年は高句麗が唐・新羅の連合軍によって滅亡した年であり、このような混乱の時期に高麗使は「越之路」を経由して入境した。筑紫に「泊」したといった表現ではなく、わざわざ「越之路」という表現をしているのは、それまでの高麗使の入境経路が筑紫ルートが中心であったことを示唆するものであろう。

以上のように高麗使は、初期を除いて百済や新羅と同様に筑紫経由で入境することが多かったと考えられる。

ここで8世紀後半における渤海使に対する「北路」禁止に話を戻そう。日本側がなぜこの時期にのみ渤海に対して「北路」での来着を禁止したのかということについてはさらに検討する必要があるが²³、「筑紫道」は高句麗との交流においても頻繁に利用されてきた経路であり、公的かつ安定した入境経路として長い歴史を有していたことは確かである。「北路」禁止通達には、「北路」ではなく「筑紫道」こそが外国との行き来に利用されるべき公式なルートであるという古代国家の認識があらわれている²⁴。対馬は、筑紫（大宰府）を経由して瀬戸内海から難波に至る公式の入境経路の最前線の窓口として位置づけられていたということになる。

2. 古代の「国境離島」としての対馬

本章では、古代に対馬が「国境」としてどのように認識され、またどのように支配されたかということについて検討する。

①「国境」認識

「魏志」倭人伝における対馬の記述を先にみたが、この後の部分に、「女王国より以北には、特に一大率を置きて檢察し、諸国はこれを畏憚す。常に伊都国に治す。国中に於ける刺史の如く有り。王が使を遣わし、京都、帯方郡、諸韓国に詣らす、及び郡が倭国に使用するに、皆、津に臨みて搜露す。」とあり、「諸韓国」と「倭国」は別の存在として意識されている。また、「魏志」韓伝には、「韓は帯方の南、東西は海を以て限りと為し、南を倭と接する」とある。これらと、先の「狗邪韓国に到る。七千余里。始めて一海を度る。千余里。対馬国に至る。」という記述をあわせて考えると、朝鮮半島南部までが「韓国」であり、対馬より先が「倭国」であるという「国境」認識をうかがうことができる。

また、「魏志」倭人伝の中の邪馬台国に至る諸国について、「女王国より以北、その戸数、道里は略載を得べきも、その余の旁国は遠くして絶え、詳を得るべからず。」とあり、「次に斯馬国有り」以下、国名を列記しているが、その最後に、「次に奴国有り。此は女王の境界尽きる所。」とした上で、邪馬台国と敵対する狗奴国についての「其の南、狗奴国有り。男子が王と為る。その官は狗古智卑狗有り。女王に属さず。」という記述につながる。すなわち、対馬から狗奴国の手前までの記述は邪馬台国連合についてのものであると考えられ、対馬は邪馬台国連合の一員として認識されていたと考えられる。

このように、弥生時代から対馬は日本列島内の小国家連合に属していたといえる。対馬については神功皇后の三韓征伐においてもその経由地としてみえ、島内各所に神功皇后伝説が残るが、史実として「国境」認識が顕れているのは、前掲の高表仁の事例である。「大唐、高表仁を遣わし、三田稻を送る。共に対馬に泊す。是時、学問僧靈雲・僧旻及び勝鳥養、新羅送使等、従う。」「大唐客高表仁等、帰国。送使吉士雄摩呂・黒麻呂等、対馬に到りて還る。」という記事からは、朝鮮半島から対馬までは新羅の送使が、日本列島から対馬までは倭の送使が高表仁に付いていることをうかがうことができ、7世紀の段階で対馬が日本と新羅の「国境」となっていたことが読

み取れる。

対馬を「国境」とする認識はその後の史料にもみえる。『類聚三代格』弘仁十二年（821）三月二日太政官符に、対馬の史生1人を減員して博士を置くことが定められているが、この時の大宰府の解に、「此嶋は僻居にして溟海之外、遙か隣国之界に接す」や「諸蕃之客卒、その境に着く」とある。

また、『日本三代実録』貞観十二年（870）二月十二日条に、

大宰府言さく、対馬嶋下縣郡の人、卜部乙屎麻呂、鷓鴣鳥を捕らんが為、新羅境に向かう。とある。乙屎麻呂はその後、新羅で捕えられ、新羅が対馬を攻めるために大船を建造したり兵士の訓練を行っていることを目撃し、そのことを大宰府に報告した。

さらに『日本三代実録』貞観十二年（870）八月廿八日条にも、対馬が新羅からの侵掠を防ぐために弩師1人を置くことを請う中で、「対馬島言さく、境は新羅に近し」とある。

このように、古代国家には対馬が「国境」とあるという認識があった。

②対馬と対外交流

663年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れたことから、倭は防衛体制の整備を進めた。その中で対馬には、664年に防人と烽がおかれ、667年に古代山城である金田城が築かれた²⁵。このように防衛の最前線だった対馬は、律令制の下でも国境をひかえた「辺要」「辺遠」として扱われた。

『令集解』では仮寧令10官人遠任条について、大宝令の注釈書とされる古記が、辺要に任がある事例として「伊伎（壱岐）、対島（対馬）、陸奥、出羽」を挙げており、蝦夷に接する東北と、朝鮮半島との交流経路にあたる壱岐・対馬が辺要として重視されている。また、養老職員令70大國条では、「壱岐、対馬、日向、薩摩、大隅等国」の国守の職掌として「鎮捍、防守及び蕃客帰化」を挙げる。

8世紀末以降、新羅使や唐使の来日や渤海使の筑紫ルートでの来日はなくなり、対馬を外交使節が行き来することはなくなる²⁶。しかし新羅海賊の活動が活発化したことから、対外交流において対馬は引き続き重要な地域であり続けた。

795年には防人が廃止されたが、壱岐・対馬については海を隔てて往来に困難があるとして維持されている²⁷。811年には新羅船の接近にともなって新羅訳語が派遣された²⁸。また、『類聚三代格』弘仁四年（813）九月廿九日太政官符に、

太政官符す

応に対馬嶋の史生一員を停め、新羅訳語一人を置くべき事

右、大宰府の解を得るに称く、「新羅之船、件嶋に来着す。言語不通にして、来たる由、審じ難し。彼此相い疑い、濫りに殺害を加う。望み請うらくは、史生一人を減じ、件の訳語を置かんことを」てへり。右大臣宣すらく、勅を奉るに請うに依れ。

弘仁四年九月廿九日

とある。さらに『日本後紀』弘仁六年（815）正月壬寅（30日）条に、

是日、対馬の史生一員を停め、新羅訳語を置く。

とあり、実際に対馬に新羅訳語が設置されている。

その後も9世紀を通じて、新羅海賊の対馬への侵入や対応策についての記事がみられる。このように対馬は、対外的な緊張に晒され続けていたのである。

③「国境離島」としてのあり方

古代の対馬に関して注目されるのは、「対馬嶋」という行政区画が設置されていたことである。『延喜式』に掲載される六十六国・二嶋のうち二嶋にあたるのが壱岐・対馬であるが、この2島以外にも佐渡・隠岐・淡路という島国が存在した。しかしこれらは「国」と称されており、『延喜式』の段階で行政区画としての「嶋」であったのは壱岐・対馬のみである。ここにはどのような意味があるのだろうか。

梶尾達哉は、佐渡・隠岐・淡路・壱岐・対馬について、財政規模と収穫高に注目して分析し、島の財政支出を自弁し得るだけの農業生産力を有しているところは「国」と呼ばれ、他国に依存していた²⁹ところは「嶋」と呼ばれたとする³⁰。

また、これらの島々と、設置されたものの廃止された多禰嶋・値嘉嶋の郡や郷の数は、以下の通りである（『延喜式』、『和名類聚抄』などによる）。

佐渡国（中国）3郡22郷	隠岐国（下国）4郡12郷	淡路国（下国）2郡17郷
対馬嶋（下国）2郡9郷	壱岐嶋（下国）2郡11郷	多禰嶋 4郡 ³¹ 5郷
値嘉嶋 2郡		

佐渡は他の島国と異なり中国であり、隠岐は4郡がおかれる。淡路は対馬や壱岐と同じく2郡ではあるが、郷数が対馬や壱岐よりもはるかに多い。多禰は4郡があるものの、その後2郡に再編されているように規模は小さかったようである。値嘉にいたっては、後述のようにもともと2郷であったところを2郡にしたものである。ここからも、「国」とされた島と「嶋」とされた島には規模の違いがあったことが見てとれる。

では、なぜ他国に依存しなければ維持できず、規模も小さかった島々を、あえて独立した行政区画としたのだろうか。このことについて、廃止された「嶋」の事例から考えることができる。

まず、多禰嶋について考えていきたい。古代の種子島については、以下のような史料がみえる。

『日本書紀』天武天皇八年（679）十一月己亥（23日）条

大乙下倭馬飼部造連を大使と為し、小乙下上村主光父を小使と為し、多禰嶋に遣わす。仍て爵一級を賜う。

『日本書紀』天武天皇十年（681）八月丙戌（20日）条

多禰嶋に遣わす使人等、多禰国囚を貢ず。其の国、京を去ること、五千餘里。筑紫南海中に居る。髪を切りて草の裳きたり。粳稻常に豊かなり。一たび殖えて兩たび収む。土毛支子・莞子及び種々の海物等多し。

『日本書紀』持統天皇九年（695）三月庚午（23日）条

務廣貳文忌寸博勢・進廣參下訳語諸田等を多禰に遣わし、蛮の所居を求む。

『続日本紀』文武天皇二年（698）四月壬寅（13日）条

務廣・文武忌寸博士等八人を南嶋に遣わし、国を覓む。因りて戎器を給う。

『続日本紀』文武天皇三年（699）七月辛未（19日）条

多櫛・夜久・菴美・度感等人、朝宰に従いて来り、方物を貢ず。位を授け物を賜うに各差有り。其れ度感嶋の中国に通ずるは是に始まる。

『続日本紀』大宝二年（702）八月朔条

薩摩・多櫛、化を隔て命に逆らう。是に於いて兵を發して征討し、遂に戸を校し、吏を置く。

古代国家は使者を遣わして、化外の地であった種子島など南島を探索し、「多禰国図」を作るなどの調査を行った。これは時として「戎器」を用いた武力的な征服であった。こうした支配に対して薩摩や多櫛では反乱が起こったが、国家はそれを征討し、編戸や役人の派遣が行われた。この過程で8世紀初頭に、令制国としての多櫛嶋³²が成立した。

しかし多櫛嶋は824年に停廢された³³。その理由については、「停多櫛島隸大隅国事」が『類聚三代格』天長元年九月三日付太政官奏として残されており、耕地が狭く、調物も少ないことが挙げられている。種子島や屋久島の地理的条件は行政区画を定めた段階と変わらないはずであり、多櫛嶋を設置したことには何らかの理由があったものと考えられる。

これについて永山修一は、遣唐使が経由しなくなったことを理由として想定している³⁴。遣唐使と南島との関係を表す史料としては、『続日本紀』天平勝宝六年（754）二月丙戌（20日）条に、

大宰府に勅したまはく、「去ぬる天平七年、故大弐従四位上小野朝臣老、高橋連牛養を南嶋に遣して牌を樹てしむ。而るに、その牌年を経て、今既に朽ち壞てり。旧に依りて修め樹て、牌毎に、着ける嶋の名、并せて船泊つる処、水有る処と、去就する国の行程とを顕し、遙に嶋の名を見て、漂ひ着く船をして帰向ふ処を知らしむべし」とのたまふ。

とある。すなわち、天平七年（735）に南島の島々には牌が設置されたが、それが朽ちてきたので、島の名、船を泊めるところ、水場、多櫛嶋・大隅・薩摩への行き方、見える島の名を記した牌を修理するように大宰府に指示したものである。これは遣唐使が南島経由で帰国することがあったことなどを踏まえた措置と考えられる。延喜大藏省式においても、遣唐使についての規定で奄美語の訳語が乗船することになっている。このように多櫛嶋は遣唐使の航路上にあることから重視されたが、遣唐使の派遣頻度が下がり、また南島を経由しなくなったことで政治的な重要性が低下したと考えられる。

また、南島の政治的位置づけの変化も理由として考えられる。律令国家は蝦夷や隼人などについて、その「異民族」性を強調することで帝国としての体裁を整えようとした。しかし800年に薩摩・大隅両国で班田制を全面的に施行し、隼人も調庸民とした。また、隼人の朝貢や歌舞も停止する。すなわち、隼人に対しても一般公民と同じように支配するようになり、隼人の「異民族」性を強調しなくなった。さらに805年、徳政相論で「軍事」（対蝦夷戦争）と「造作」（平安京の造営）を打ち切ることになった。これは、夷狄を従え、壮大な都を有する姿を外交使節に見せつけることで自国が上位であることを示す、帝国型の国家構造を清算することであった。「異民族」を従える必要がなくなったことで、隼人が担われていた特殊な役割も終えることになったということである。南島人に対しても同様に、服属させた「異民族」として扱わなくなったか

らこそ、南島に特殊な行政区画を維持する必要がなくなっただと考えられる。

続いて、値嘉嶋についてみていきたい。

値嘉嶋は現在の五島列島であるが、876年に肥前国松浦郡の庇羅郷と値嘉郷を郡に格上げした上で、行政区画としての値嘉嶋を設置した。理由として「海中境で異俗と隣し、大唐・新羅人來る。本朝の入唐使等、此の嶋を經歷せざる莫し」ということが挙げられている³⁵。遣唐使が五島列島を経由していたことや、新羅海賊の活動が活発化し、頻繁に対馬や肥前、隠岐などに出没するようになったことから五島列島の重要性が増し、行政区画を設けたということであろう。

値嘉嶋についてはその後の展開が分かる史料がないが、『延喜式』民部上には、「陸奥国、出羽国、佐渡国、隠岐国、壱岐嶋、対馬嶋。右四国二嶋は辺要を為す。」とあり、ここに値嘉嶋の名がみえない。大日方克己は「その脆弱性からかすぐに肥前国に再統合されてしまう³⁶」とするが、10世紀初めまでには廃止されたものと考えられる。歴史的に多くの外交使節が行き来し、対外交流の窓口として外交・防衛上の機能を有してきた対馬や壱岐と異なり、遣唐使の出発地点ではあるものの、行政区画を置いて体系的に地域や対外交流を管理するような成熟した行政機構を整備することができなかったということであろう。

多嶺嶋や値嘉嶋と異なり「嶋」として独立した行政区画であり続けた対馬や壱岐を経由する対外交経路は、国家にとってそれだけ重要な意味を有していたといえる³⁷。対馬は古代より「国境離島」としての性格を有していたということである。

3. 中世以降の対馬と「国境」

今までみてきたように、古代の対馬は「国境離島」として重視され、律令国家による支配を受けた。これだけを見ると対馬が日本領であることは自明であるかのようである。しかしながら、古代の史料が国家の側の記録に偏っていることを考えると、対馬の人々の実際の行動を追うことは困難である。また、国家間の政治的な関係が重視された古代から、日本列島において中央権力が喪失する中世に移行すると、「国境離島」の位置づけも変化する。そこで本章では、中世から近代にかけての対馬の「国境」としての位置づけについて検討する。

①「国境」地域の変質

527年～528年にかけて起こった筑紫国造磐井の乱は、ヤマト政権が朝鮮半島へ出兵しようとするのを新羅と結んだ磐井が妨害したため、磐井は政権によって滅ぼされ、息子により糟谷屯倉が献上されたという事件である。この反乱は、6世紀にヤマト政権が地方支配を強化していく中で引き起こされたと考えられている。このようにして国家権力が日本列島にいきわたるようになり、さらに律令国家は集権的な支配を志向した。しかし北部九州の磐井が新羅と結んだように、領域内の同一性を前提としない前近代の国家の場合には、中央による支配が弱まると、「国境」によって隔てられることの意味そのものが喪失し、地域の勢力が「国境」を挟んで向かい合う相手と結ぶということも容易に起こり得る。

『日本三代実録』貞観八年（866）七月十五日条に、

大宰府馳駈して奏言すらく、「肥前国基肆郡の人、川辺豊穂告す、『同郡擬大領山春永、豊穂

に語りて云わく、新羅人珍賓長と共に渡り新羅国に入る。兵弩器械を造るの術を教い、還り来りてまさに対馬嶋を撃ち取らんとす。藤津郡領葛津貞津、高来郡擬大領大刀主、彼杵郡人永岡藤津等、是れ同じく謀る者なり。』と。仍って射手冊五人の名簿を副えて之を進る。」てへり。

とある。肥前国の郡司らが新羅と結んで対馬を襲撃しようという企てである。これは対馬の島民の話ではないものの、広く「国境」地域における動向として、中央による支配の弛緩によって「国境」のあり方が変質していく様子を表す事例といえよう。

中世になると、「国境」を超えた人々の行き来についての史料や、日本列島の政権と朝鮮半島の政権それぞれと対馬との関係についての史料が多く残り、島民の動向がつかめるようになる。

『吾妻鏡』には、治承・寿永の内乱の中で平氏による追討をおそれた対馬守藤原親光が高麗に亡命し、高麗王の臣下となったものの、源頼朝からの迎えが来たために帰国したことが記されている³⁸。このことから、中央集権的な古代国家によって管理されていた「閉じられた国境」のあり方が、現地の勢力が主体的な行動を行うことが可能な「開かれた国境」へと変化したことを表している³⁹。

②中世の対馬と「国境」

「国境の島」としての中世の対馬について考える際には、日本側と朝鮮側での認識の相違が注目される。宗都都熊丸（後の貞盛）の使者と称する辛戒道が、対馬は朝鮮の州郡の一つであるとする上言を行い⁴⁰、これを受けて世宗は対馬を慶尚道の所属とした⁴¹。しかしその後、本物の都都熊丸の使者がこれに抗議し、朝鮮側と対馬が慶尚道に属するか否かをめぐる議論になって、「対馬島は日本の辺境なり」と主張した⁴²。朝鮮においては、1530年の官撰地誌『新增東国輿地勝覧』の慶尚道東萊県の項で対馬について「即ち日本国対馬州なり。旧我が鶏林に隸す。未だ何時に倭人の抛る所と為りしかを知らず」とする。このように、朝鮮においては対馬を朝鮮の一部とする意識が見られる⁴³。

一方、日本においては、対馬は古代より日本の一部として認識されており、対馬には国司や守護がおかれてきた。宗氏も、都都熊丸の使者が対馬が慶尚道に属することを否定しているように、あくまで日本の一部として捉えている。

このように、日本と朝鮮で対馬についての認識は異なるものであるようにも思える。しかし、対馬の帰属をめぐる問題は日本と朝鮮という二項対立で単純に捉えられるものではない。朝鮮の地図においても、1471年の『海東諸国記』所収の「日本国対馬島之図」のように、対馬が日本の一部として描かれたものがある⁴⁴。また日本の守護大名で、筑前国守護として少弐氏を対馬へと追いやった大内教弘は、「対馬島はもと朝鮮の地なり。我れ兵を興して往伐せん。朝鮮之を挟撃して、以て牧馬の島と為すが可なり」⁴⁵と述べ、対馬は朝鮮の一部であるとしている。先の辛戒道の上言と同様に、宗氏と敵対する勢力が、対馬は朝鮮の一部であるという認識の下で宗氏に対抗するということがあり得たのである。

そもそも宗氏は、対馬の守護となった少弐氏の被官であり、鎌倉時代に対馬の守護代となった。その後、在庁官人であった阿比留氏との抗争に勝ち、鎌倉時代末に対馬の島主となる。しか

し辛戒道の事例にもあるように、島内での権力を確立するにはまだ時間がかかった。室町時代の対馬は8郡で構成され、そのうち3郡の郡主は宗氏一門がつとめていたが、『朝鮮王朝実録』には、こうした郡主から朝鮮への遣使の事例が散見され、様々な勢力が朝鮮との通交を行っていたことが分かる。朝鮮との通交においては、朝鮮王朝が発行する図書と呼ばれる銅製の私印を、通交の際に所持する外交文書（書契）に捺すことになっており、朝鮮側は図書の発行によって通交者への統制を行った。さらに1471年以降、日本人が朝鮮と通交する際には、渡航証明書である文引の持参が必要になった。宗氏は文引の発行権を得たことで、朝鮮王朝から入国管理を請け負うことになった。文引制度が確立することで、日本から朝鮮に通交する者は必ず島主である宗氏の文引を得なければならなくなり、宗氏一門や早田氏の通交に制限が加えられるようになった⁴⁶。山が険しく耕地の少ない対馬では、朝鮮との交易は生計を立てる上で必須のものであり⁴⁷、それを管理する権限を得ることで宗氏は権力を確立したといえる。すなわち、宗氏の権力は日本の幕府との関係だけでなく、朝鮮王朝との関係にも依拠したものであった。

さらに対馬は、中世に倭寇の拠点となっていた。そして朝鮮半島南辺の多島海域は、朝鮮・日本いずれの勢力も有効に掌握できていなかった。対馬を含めた「国境」地域は、日本や朝鮮といった国家に属さない「境界をまたぐ人びと」の領域であった⁴⁸。

③近世の対馬と「国境」

宗氏は、秀吉政権の下で朝鮮出兵の先導役を任される。文禄・慶長の役の際の日朝間のやりとりや、その後の徳川幕府の下での国交回復交渉の過程で対馬は、国書を改竄しながら日本と朝鮮との関係を取り持とうとしたことはよく知られている。宗氏による国書の改竄は、宗氏と朝鮮外交を担当していた家臣の柳川氏が争い、最終的に1635年に幕府の政治的判断によって柳川氏にのみ罪を問う形で決着した柳川一件まで続けられた。その後の日本の朝鮮外交は、宗氏が担当することとなった。幕府は五山の僧を派遣する形で外交に関与する余地を残したが、実際には朝鮮に関することは宗氏を通して行うことが確立した⁴⁹。

では、この時代の対馬は「国境」としてどのような機能を持っていたのだろうか。宗氏は将軍との間で主従関係を結んだ日本の大名であり、日本の朝鮮外交を担ったため、対馬が日本の幕藩体制の下に位置づけられていたのは明白である。しかし一方で、朝鮮においては宗氏は朝鮮国王に臣従する形をとっていた。また、宗氏の大名としての格式は「10万石格以上」とされたが、対馬の実高は2万石程度でしかなく、九州本土の田代領など対馬以外に与えられていた領地の石高を合わせても10万石には遠く及ばなかった。それでも国持ち大名に準じる格式を与えられたのは、対朝鮮外交を担う対面上の理由からであった。また、朝鮮貿易は江戸時代中期以降は赤字になるが、これについても幕府が補助金を出す形で継続され、実高の低い対馬が家臣の知行を保障する上で重要な意味を持っていた⁵⁰。

宗氏は、朝鮮との関係性があるから故に日本における立場を維持することができたのであり⁵¹、また徳川幕府と朝鮮王朝という2つの国家権力に対して自律的な動きをしていたと理解することができる。

④明治維新と対馬

このような対馬に変化が訪れたのが、明治維新と廃藩置県である。新政府は1869年に対馬藩主宗義達を通して朝鮮政府に王政復古を通告したが、1870年に外務省を創設すると、宗氏が朝鮮に使節を派遣することを禁じた。宗氏と朝鮮との関係を「私交」(＝「家役」)と断じ、新政府の使節である「皇使」を派遣するべきとした。1871年の廃藩置県で宗氏の「家役」は廃止され、朝鮮との外交権は完全に新政府に吸収されて、翌年には釜山の草梁倭館も新政府に接収された⁵²。

これにより、対馬は古代以来有していた朝鮮半島との交流の拠点としての役割を終え、対外交流における自律的な動きは禁じられる。すなわち、対馬としての主体性を奪われ、近代国家の中の一地方とされるようになったのである。

以上、見てきたように、古代において対馬は国家の枠組みの中で日本の領域として位置づけられていたが、島民が「国境」を越えて朝鮮半島で活動することもあった。中世・近世になると、列島と半島それぞれとの関係を利用しながら宗氏は島内の支配を固め、また対馬は生計を維持した。こうした対馬の主体性が失われていったのが近代であるといえるだろう。

4. 歴史教育における対馬の扱い

①学習指導要領における「国境」

2014年1月改訂の中学校学習指導要領において、竹島に加えて尖閣諸島も日本の「固有の領土」であることが明記されるようになった。指導要領においては、領土問題に関する記述がとかく注目される。新課程の中学校社会科や高等学校地理歴史科の各科目における「内容の取扱い」の該当部分を見ていきたい。

【中学校 地理的分野】

「領域の範囲や変化とその特色」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。

【中学校 歴史的分野】

「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

【中学校 公民的分野】

「領土(領海、領空を含む)、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

【高等学校 地理総合】

「日本の位置と領域」については、世界的視野から日本の位置を捉えるとともに、日本の領域

をめぐる問題にも触れること。また、我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。

【高等学校 地理探究】

「領土問題の現状や原因、解決に向けた取組」については、それを扱う際に日本の領土問題にも触れること。また、我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。

【高等学校 歴史総合】

日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

【高等学校 日本史探究】

明治維新や国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

いずれも、北方領土、竹島、尖閣諸島について触れることを求め、さらに高等学校・歴史総合と高等学校・日本史探究を除いて「尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しない」ことを教える点が注目される。

「固有の領土」という視点を歴史教育に持ち込むことは、学問的なアプローチというよりは政治的なアプローチであり、また「編入」について教えることと矛盾をきたしかねない⁵³。そして歴史学的に問題であると考えられるのは、日本の領土について、現在の形が最終形態であるかのような理解を促すことである。その点について、対馬を例に考えてみたい。

②教科書における対馬についての記述の問題点

指導要領においては、領土問題と沖縄・北海道を除くと、日本の「国境」地域についての扱いに関する指示はない。では、対馬について教科書ではどのように記述されているのだろうか。日本史Bの教科書で最も採択率の高い『詳説日本史B』（山川出版社）から記述を抜き出すと、以下のようになる。

- I. 「664年には対馬・壱岐・筑紫に防人と烽がおかれた。また、百済からの亡命貴族の指導下に、九州の要地を守る水城や大野城・基肆城が築かれ、対馬から大和にかけて古代朝鮮式山城が築かれた。」(p. 39)
- II. 「元は高麗の軍勢もあわせた約3万の兵で、1274（文永11）年、対馬・壱岐を攻め、大挙して九州北部の博多湾に上陸した。」(p. 107)
- III. 「日朝貿易は、明との貿易と違って、幕府だけでなく初めから守護・国人・商人なども参加してさかんにおこなわれたので、朝鮮側は対馬の宗氏を通じて通交についての制度を定め、

貿易を統制した。」(p. 129)

IV. 「1587(天正15)年、秀吉は対馬の宗氏を通して、朝鮮に対し入貢と明へ出兵するための先導を求めた。」(p. 165)

V. 「徳川家康は豊臣政権とは異なり朝鮮との講和を実現し、1609(慶長14)年、対馬藩主宗氏は朝鮮との間に己酉約条を結んだ。この条約は近世日本と朝鮮との関係の基本となり、釜山に倭館が設置され、宗氏は朝鮮外交上の特権的な地位を認められた^①。」(p. 181)

「^① 宗氏の特権とは対朝鮮貿易を独占することである。その貿易利潤を、宗氏は家臣に分与することで主従関係を結んだ。対馬は耕地にめぐまれなかったため、貿易利潤が知行のかわりになった。」(p. 181 注)

古代についてはIで対馬が「国境離島」であり、かつ朝鮮半島と日本列島との通交経路にあたることは理解できるが、辺境としての位置づけについては述べられていない。「地方官衙と「辺境」」という項目でも、蝦夷、隼人や薩摩国、大隅国、南島については説明があるものの、対馬などの中国・朝鮮半島と接する「国境」については記述がない。

中世については、IIもIIIも対馬が日本の一部であることを前提とした表現になっており、朝鮮との関係性の中で対馬は生計を維持し、また宗氏はその立場を確立したことは述べられていない。

近世については、IVとVで幕藩体制下での対馬の基本的なあり方について説明されており、また朝鮮との関係を通して宗氏が家臣との主従関係を維持したという踏み込んだ記述もある。しかし、近代になってからの領土の画定や対外関係の項目では、対馬については述べられていない。

以上のように、対馬が日本の一部であることを自明視する記述が目立つ。古代の対馬は、たしかに邪馬台国連合を構成する国の一つであり、また令制国(嶋)として日本の中に位置づけられたが、中世以降のあり方や「国境」認識の展開をみると、古代から近代まで一貫して対馬が日本であったとのみ捉えるのは、対馬の地域性や対馬をめぐる列島と半島の交流史を無視した見方であるといえる。

おわりに

現代の国民国家像を歴史上の国家に投影して考えてはならないということは、歴史学では当然の発想である。しかしながら、歴史教育においてそのことを理解させるのは容易ではない。対馬の歴史について日本史の枠組みだけで考えるのではなく、対馬を主体性として考えることで、現代の国家のあり方が最終的な完成形態とは限らないということを理解させることができるのではないだろうか。対馬など「国境離島」の歴史的展開を取り上げることには、「国境」や国家の枠組みを相対化して捉える視座を涵養する効果があると考えられる。歴史の授業を、ただ学校や受験という狭い世界の中だけのもの、知識を伝達するだけのものにせず、生徒が社会について考える場とするためにも、素材としての「国境離島」には大きな可能性がある。

注

1 [高久 2004]

2 [朴 2015] [高田 2018]

- 3 東松浦半島北部の名護屋城跡からは、壱岐のみならず対馬も望むことができる。
- 4 玄界灘に浮かぶ孤島である沖ノ島には、宗像三女神のうち田心姫神が祀られる沖津宮がおかれ、湍津姫神を祀る大島の中津宮、市杵島姫神を祀る九州本土の辺津宮とともに宗像大社を構成している。沖ノ島と大島の間は49kmで、沖津宮遙拝所もおかれる大島からは沖ノ島を望むことができる。また大島と九州本土の神湊の間は11kmである。そして沖ノ島から釜山は145km、沖ノ島から対馬は70km程であり、対馬からは遠方に沖ノ島をのぞむことができる。このような地理的条件の下にある沖ノ島では4世紀後半以降、航海の安全に関わる国家的な祭祀が行われており、日本列島と朝鮮半島との間の交流において重要な場であったことはたしかである。しかし、沖ノ島が日常的な交流経路として利用されたかということについては疑問視する見解が多く、禹在柄は「沖ノ島祭祀遺跡の場合は壱岐と対馬をつなぐ通常の対馬海峡航路より東側に離れている小さな島に位置する。航海中の交易船が物資の補給、船員の休憩のために停泊する航路上の港としては最悪の条件に置かれている島である。この点を考慮すれば、沖ノ島祭祀遺跡は航海の安全を祈願する祭祀場所としての役割が一層重視された専用祭祀遺跡と評価できる。」（〔禹 2011〕 p. 293）とする。
- 5 馬韓の国々のこと。
- 6 「魏志」弁辰伝にも名が見え、現在の金海市周辺と考えられている。
- 7 [東野 2007] [河内 2019]
- 8 本稿では、日本から新羅への外交使節を「遣新羅使」、新羅の遣日本使を「新羅使」と表記する。同様に、日本から渤海への外交使節を「遣渤海使」、渤海の遣日本使を「渤海使」とする。
- 9 帰路、対馬にて客死した。（『続日本紀』天平九年（737）正月辛丑（26日）条）
- 10 対馬島内の道路の整備が進んだのは戦後のことであり、宮本常一『忘れられた日本人』（岩波文庫、1984）に描かれているように、近代になってもなお対馬の陸上交通は極めて不便で、集落間の移動には浦々を結ぶ船が用いられていた。また対馬は現在、大船越と万関という二つの水路で三分されているが、大船越が開削されたのは1672年、万関瀬戸は1900年である。そのため、大船越の開削以前の東西移動では、東西の海岸の間の距離が数百mまで狭まる小船越などが利用された。
- 11 『続日本紀』神護景雲三年（769）十二月癸丑（19日）条
- 12 『続日本紀』宝亀元年（770）三月丁卯（4日）条
- 13 新羅使の来日時の行程に関する『続日本紀』の記述が最も多い天平勝宝四年（752）の新羅使の場合、対馬についての言及はないが、筑紫→難波→平城京という行程を追うことができる。
- 14 『続日本紀』宝亀七年（776）十二月乙巳（22日）条
- 15 『続日本紀』宝亀三年（772）九月戊戌（21日）条
- 16 [石井 1970]
- 17 史料上、「高麗使」としてみえることから、本稿でも高麗使の表記を用いる。
- 18 『日本書紀』欽明天皇三十一年（570）四月条乙酉（2日）条
- 19 『日本書紀』敏達天皇二年（573）五月条・敏達天皇三年（574）五月条
- 20 『日本書紀』舒明天皇二年（630）秋八月庚子（8日）条
- 21 『日本書紀』舒明天皇二年九月丙寅（4日）条
- 22 『日本書紀』大化元年（645）七月丙子（10日）条「高麗・百濟・新羅、並遣使進調。」
『日本書紀』大化二年（646）二月戊申（15日）条「高麗・百濟・任那・新羅、並遣使貢獻調賦。」
『日本書紀』大化三年（647）正月壬寅（15日）条「高麗・新羅、並遣使貢獻調賦。」
『日本書紀』齊明天皇元年（655）是歳条「高麗・百濟・新羅、並遣使進調。」
『日本書紀』齊明天皇二年（656）是歳条「高麗・百濟・新羅、並遣使進調。」
なお、「並」という表現はないものの、白雉五年（654）是歳条にも「高麗・百濟・新羅遣使奉弔。」

とあり、孝徳天皇の喪を弔すために三国の使節が来日している。

- 23 鄭淳一は「縁海警固」との関係から論じている。〔鄭 2013〕
- 24 宝亀四年（773）の事例において史都蒙らは、「北路」をとったものの入京を許され（『続日本紀』宝亀八年二月壬寅条）、しかも773年の渤海使と異なり、国書の形式をめぐって日本側が渤海に改善要求を行っている史料は確認できない。これは対馬を目指して筑紫ルートをとろうとしていたことが関係していると考えられる。
- 25 『日本書紀』天智天皇三年（664）是歳条、『日本書紀』天智天皇六年（667）十一月是月条、〔坂上 2014〕
- 26 『日本後紀』延暦廿四年（805）六月乙巳（5日）条に「遣唐使第一船、対馬嶋下縣郡に到泊す」とあるように、日本の遣唐使が対馬経由で帰国する事例はみられる。円仁も新羅経由で帰国する際に、対馬をはるか東に望みながら肥前国松浦郡の北界鹿嶋に到着している。（『入唐求法巡礼行記』大中元年九月十日条）
- 27 『類聚三代格』延暦十四年（795）十一月二十三日太政官奏
- 28 『日本後紀』弘仁三年（811）正月甲子（5日）条
- 29 対馬については『延喜式』主税上に「凡筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後等国、毎年穀二千石を対馬島に漕送せよ。以て島司及び防人等の糧に充つる。」とあり、壱岐についても『延喜式』主税寮に「壱岐嶋鳴分寺法会布施」について、大宰府管内諸国（筑前・肥前・肥後・豊後・日向）の正税を抛出することになっている。
- 30 〔市尾 2004〕
- 31 多嶽嶋が廃止になった際に、4郡から2郡になっている。
- 32 少なくとも種子島・屋久島を管轄した。
- 33 『日本紀略』天長元年（824）十月朔条
多嶽嶋司を停め、大隅国に隸す。
- 34 〔永山 1985〕〔永山 2007〕
- 35 『日本三代実録』貞観十八年（876）三月九日条
- 36 〔大日方 1996〕 p.9
- 37 9世紀半ばに編纂された『儀式』巻10の追儺祭文に、「四方の堺、東方陸奥、西方遠値嘉、南方土佐、北方佐渡」とある。すなわち、陸奥、遠値嘉（五島列島）、土佐、佐渡が国土の境界として意識されている。新羅との境界である対馬ではなく「遠値嘉」が西の境界とされているのは、遣唐使の航路が「北路」から「南路」に変わったことで、五島列島が中国との境界として意識されたことと、8世紀末以降、新羅使が来日しなくなったことで、対馬を経由する公的使節が存在しなくなったことによると考えられる。
- 38 『吾妻鏡』文治元年（1185）三月十三日・六月十四日
- 39 古代に現地の人々の「国境」を越えた行き来がなかったわけではなく、古代には国家の輪郭を規定する辺境支配の一環として「国境」が管理されていたということである。
- 40 『朝鮮王朝実録』世宗二年（1420）閏正月己卯（10日）条
- 41 『朝鮮王朝実録』世宗二年（1420）閏正月壬辰（23日）条
- 42 『朝鮮王朝実録』世宗三年（1421）四月己亥（6日）条
- 43 〔村井 1993〕〔パートン 2014〕
- 44 〔パートン 2014〕
なお、18～19世紀の朝鮮の地図には、対馬について「日本界」と書かれた地図がしばしばみられる。（〔黒田 2009〕 p.49）
- 45 『朝鮮王朝実録』文宗元年（1451）八月己丑（24日）条

- 46 [荒木 2017]
- 47 対馬の地形や経済については、「魏志」倭人伝に「土地は山険しく深林多し。道路は禽鹿の径の如し。千余戸有り。良田無く、海物を食し自活す。船に乗り、南北に市糶す。」と書かれたのと同様に、申叔舟の『海東諸国紀』（1471）には、「南北は三日程、東西は或いは一日、或いは半日程なり。四面は皆石山にして、土瘠せ、民貧しく、煮塩、捕魚、販売をもって生となす。」とある。
- 48 [村井 1993] [村井 2006]
- 49 [鶴田 2006]
- 50 [鶴田 2006]
- 51 関ヶ原の戦いにおいて西軍について宗氏が赦されたのも同様の理由による。
- 52 [千葉 2014]
- 53 岩下明裕は次のように述べている。
 「固有の領土」など本来、存在しない。境界はいつでも変わる。境界づけられた空間、つまり領土はそのまま永久に続くと思ひ込み、それをただ「固有の領土」と子供たちに教えれば十分だ、といった姿勢が続くかぎり、日本の国境や領土の将来は危うい。いま求められているのは、領土とは何か、国境をどう考えるか、世界の事例を学び、日本という「くにかたち」のあり方について身体性をもって考えてみることだ。領土や国境を「毅然として守れ」と声を荒げることはない。学ぶべきは、領土や国境での人々の具体的な生活であり、境界に対する関心の持ち方の涵養である。」（[岩下 2016] p.p. X-XI）

参考文献

- ・荒木和憲『対馬宗氏の中世史』（吉川弘文館、2017）
- ・石井正敏「大宰府の外交機能と外交文書」（『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、2001、初出1970）
- ・石川寛「対馬藩の自己意識」（九州史学研究会編『九州史学』創刊五〇周年記念論文集 上 境界のアイデンティティ』岩田書院、2008）
- ・岩下明裕『入門 国境学 領土、主権、イデオロギー』（中央公論新社、2016）
- ・禹在柄「竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡」（『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ）「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議、2011）
- ・大日方克己「古代における国境の形成と日本」（『歴史評論』555、1996）
- ・黒田智『なぜ対馬は円く描かれたのか』（朝日新聞出版、2009）
- ・河内春人「遣唐使の交通 —— その往路」（川尻秋生編『古代文学と隣接諸学8 古代の都城と交通』竹林舎、2019）
- ・坂上康俊「対馬の防人と烽」（佐伯弘次編『中世の対馬 ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』勉誠出版、2014）
- ・高田貫太「5, 6世紀朝鮮半島西南部における「倭系古墳」の造営背景」（『国立歴史民俗博物館研究報告』211、2018）
- ・高久健二「韓国の倭系遺物 加耶地域出土の倭系遺物を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』110、2004）
- ・千葉功「日清・日露戦争」（『岩波講座 日本歴史 第16巻 近現代2』岩波書店、2014）
- ・鄭淳一「縁海警固と「九世紀」の黎明」（『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版、2015、初出2013）

- ・鶴田啓『対馬からみた日朝関係』（山川出版社、2006）
- ・東野治之『遣唐使』（岩波新書、2007）
- ・厩尾達哉「古代の「シマ」雑感」（『奄美ニューズレター』6、2004）
- ・永留久恵『対馬国志 第1巻 原始・古代編』（交隣舎出版企画、2009）
- ・永留久恵『対馬国志 第2巻 中世・近世編』（交隣舎出版企画、2009）
- ・永山修一「天長元年の多嶺嶋停廢をめぐって」（『史学論叢』11、1985）
- ・永山修一「古代の屋久島」（屋久町郷土誌編さん委員会編『屋久町郷土誌』第4巻、2007）
- ・朴天秀『加耶と倭 韓半島と日本列島の考古学』（講談社、2015）
- ・ブルース・パートン「対馬はなぜ日本なのか」（佐伯弘次編『中世の対馬 ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』勉誠出版、2014）
- ・村井章介『中世倭人伝』（岩波書店、1993）
- ・村井章介『境界をまたぐ人びと』（山川出版社、2006）